

まちの姿 7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

1 水と緑の快適空間づくり

○目指すまちの姿

身近な緑や多摩川をはじめ豊かな自然環境が守られ、人々が豊かな環境を享受し、それが子どもたちに引き継がれ、人と生きものが共生しています。また、憩いや交流、自然鑑賞等様々な目的や地域性を踏まえた公園が整備されており、市民に親しまれています。

○施策の現状と課題

- ① 狛江弁財天池特別緑地保全地区のうち、市が管理する区域について、市民の会と連携し樹木等の適正管理に取り組んでいます。また、保存樹木等剪定助成金の拡充や緑のまち推進補助金の見直しを行い、既存の緑の保全や新たな緑の創出に取り組んでいます。
 狛江市は市街化が進んだまちであり、今もなお開発とともに緑地が減少しています。生きものが暮らせるままとした自然が少ないことが課題となっており、緑地減少に歯止めをかけるとともに人と野生の生きものが共存する空間として、自然環境を整備・維持管理・活用していく必要があります。民間施設や住宅地に緑が増えるよう、制度の一層の周知を図るとともに、園芸講習会等の既存事業の他に、市民が花や緑について学ぶ機会を増やしていく必要があります。新たな緑の創出のためグリーンインフラの取組や多くの市民が豊かな緑を感じるよう緑視率の向上のための取組が必要です。
- ② 多摩川統一清掃や野川美化清掃活動等により、河川環境の美化に取り組むとともに、水環境の保全を推進しています。かわまちづくり計画を推進していく中で、多摩川の自然を保全するとともに、市民が利用しやすく、様々なかたちで憩い楽しめる施設や環境づくりを進める必要があります。
 また、河川環境の美化活動を継続していくほか、さらなる利用マナー向上のため、利用者に対するごみのポイ捨てを抑制する意識啓発を行うとともにごみのポイ捨てをしないよう行動変容を促す等、多摩川、野川をより市民に親しまれる環境にする必要があります。
- ③ 都市計画マスタープランにおいて和泉多摩川緑地周辺を公園まちづくり推進エリアと位置づけ、都立公園誘致に向けた都市計画上の課題の整理、適切な土地利用の検討、公園を中心とした周辺まちづくりのあり方の検討等を東京都と情報共有し推進するエリアとしています。和泉多摩川周辺地区に、市民の屋外活動の場、広域的防災拠点として都立公園誘致の実現へ向けて周辺まちづくりの検討及び東京都と課題の整理・調整を行う必要があります。
- ④ 公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の老朽化に対する安全対策の強化、修繕・更新に係るコストの縮減や平準化等を図っています。また、アダプト制度による公園の美化清掃等に取り組み、公園の維持・保全を推進しています。公園施設の更新を行うにあたり、小規模公園の機能再編を考慮するほか、新たに整備する公園の遊具については、誰もが使える機能を有する遊具の導入について検討する必要があります。市内の公園は、開園から30年以上を経た公園も多く、老木等、安全対策といった管理上の問題が顕在化しています。また、市内の公園は、開発事業に際して整備された提供公園が多く、個々の面積が小さく、比較的近接しているという特徴があり、小規模な公園一つ一つに特色を持たせ、利用者が目的に応じて公園を選べるよう、機能の再編・再整備の検討を進める必要があります。アダプト制度による公園の美化清掃等については、団体数の一層の増加に向けて引き続き周知を行うことや、より多くの市民が参画しやすくなるような仕組みが必要です。
- ⑤ 生物多様性地域戦略に基づき、狛江の水辺づくりプロジェクトや生きもの育むご近所公園づくりプロジェクト等の推進やアライグマ、ハクビシン捕獲用の箱わな貸出制度による駆除、水辺の楽校と連携したアレチウリの駆除活動を実施しています。引き続き、動植物の生息・生育空間を確保するため、緑被地面積の減少抑制や、外来種が引き起こす生態系被害、生活環境被害等を受けて、外来種の駆除等を実施していく必要があります。外来種は市境をまたいで活動しているため、外来種の駆除については近隣自治体と協力して効果的に駆除する方法を検討する必要があります。

○施策の方向性

方向性1	緑の保全・創出
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者等と市が協力して緑の管理・保全を行い緑地減少に歯止めをかけるとともに、グリーンインフラの取組によるヒートアイランド現象の緩和等、自然環境が有する機能をまちづくりに活用するため、新たな緑の創出に取り組めます。 ・市民が快適な生活を送れるよう、公共施設、民間施設ともに狛江市緑の保全に関する条例に基づき、積極的に緑地の保全及び緑化の推進に努めます。 ・市内の低層住宅地区のうち、生産緑地地区が比較的まとまっているエリアを農住共存エリアと位置づけ、現状よりも農地・緑の比率が下がらないよう周辺住民と協働した検討のもと、農地の保全、活用のほか、公園・緑地への土地利用転換を積極的に推進します。 ・保存樹木等剪定助成金や緑のまち推進補助金等の制度の一層の周知を図るとともに、民間施設や住宅地に緑が増えるよう園芸講習会等、市民が花や緑について学ぶ機会を増やします。
	<p>【説明】前期計画の方向性を分科会で出た意見を取り入れ補強した方向性としてしました。農地等の保全は、都市マスの土地利用5-6から生産緑地等の保全に対する施策を入れた方向性としてしました。</p>

方向性2	水環境の保全・再生・活用
	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川や野川の河川環境の美化活動の推進等により、市民の美化意識の向上を図るとともに市民や事業者が自主的に美化活動を行うよう支援します。また、河川管理者である国や東京都と連携して、多摩川、野川をより市民に親しまれる環境にします。 ・多摩川や野川の水環境を保全するとともに、かわまちづくり計画に基づき市民が利用しやすく、様々なかたちで憩い楽しめる施設や環境づくりを進めます。
	<p>【説明】前期計画の方向性を分科会で出た意見、かわまち計画のソフト施策を取り入れ補強した方向性としてしました。</p>

方向性3	公園の計画的な整備・維持管理
	<ul style="list-style-type: none"> ・和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想に基づき、都立公園誘致の実現へ向けて、東京都と都市計画上の課題の整理・調整、情報共有を行います。 ・誰もが使える機能を有する遊具の導入、公衆トイレ設置についての検討や小規模な公園に特色を持たせ、利用者が目的に応じて公園を選べるように機能の再編・再整備の検討を進め、公園を活性化し、魅力ある公園づくりに取り組めます。また、公園施設長寿命化計画に基づき公園施設の老朽化に対する安全対策の強化、改修に係るコストの縮減や平準化等を図ります。 ・アダプト制度による公園の美化清掃等については、団体数の一層の増加に向けて引き続き周知を行い、新たなアダプト団体の設立や団体の会員数の増加に努めます。
	<p>【説明】前期計画の方向性を分科会で出た意見、緑の基本計画の公園整備の施策を取り入れ補強した方向性としてしました。</p>

方向性4	多種多様な生きものとの共生
	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江の水辺づくりプロジェクトや生きもの育むご近所公園づくりプロジェクト等の実施を通じて、自然や生態系、生物多様性に対する市民の関心・認知を高めます。 ・動植物の生息・生育空間を確保するため、緑被地面積の減少抑制に取り組むとともに、在来種に与える影響が大きい特定外来生物の駆除等については、近隣自治体と協力して効果的な駆除に取り組む、多種多様な生きものとの共生を推進します。
	<p>【説明】⑤の課題解決、前期計画の方向性を分科会で出た意見を取り入れ補強した方向性としてしました。</p>

まちの姿 7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

2 地球にやさしい快適なまちづくり

○目指すまちの姿

気候変動による影響に引き合い、適応するレジリエントなまちになっています。
また、地球温暖化という課題に引き合い、自然環境との調和を図りながら、市を挙げてゼロカーボンシティの実現に取り組むことで、地球にやさしいまちになっています。大気汚染や騒音等がない良好な生活環境が確保され、誰もが気持ちよく快適に暮らしています。

○施策の現状と課題

- ① 2050年までのゼロカーボンシティの実現に向け、実現への道筋を示すシナリオの作成、省エネ・再エネ設備の導入に対する助成、再エネ電気への契約切替を促すキャンペーンの実施、意識啓発を図るイベントの実施や広報誌の発行等に取り組んでいます。環境基本計画に基づき既存事業の継続、拡充はもとより、新たな再生可能エネルギーの活用検討、3D都市モデルやデータ連携基盤の活用等、DXによる新たな事業展開に取り組み、家庭や事業所における省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの導入拡充を加速化する必要があります。また、太陽光パネルの光害や廃棄処理の問題についても注視していく必要があります。
- ② 温暖化に伴う気候変動への「適応策」として熱中症予防スポット設置等の暑さ対策、職員研修、情報提供による意識喚起を図っています。また、集中豪雨等による浸水対策として、排水樋管の遠隔操作化等の浸水被害対策の取組を進めています。深刻化する気候変動に適応するため、計画の進捗管理のほか、気候変動の動向や予測、多分野に及ぼす影響等の情報発信を継続・強化し、市民の認識や危機意識を高めていく必要があります。
- ③ 都条例及び市条例を適切に運用し、事業者への指導等を通じて公害発生の抑止に取り組んでいます。引き続き、都条例、市条例等を適切に運用し、公害発生を抑制していく必要があります。また、社会的関心が高まっている有機フッ素化合物に対し、国が集積する知見等に応じて、適切な情報提供と対策を講じる必要があります。
- ④ 市条例を運用し、歩行喫煙等の違反行為に対する注意喚起掲示物の設置、狛江駅と和泉多摩川駅周辺の巡回指導、公設喫煙所の管理、マナー啓発活動等に取り組んでいます。地域環境美化の一層の推進に向け、歩行喫煙やたばこのポイ捨て等の違反行為を抑制するため、監視指導の手法や体制の強化、マナー意識の啓発等に取り組む必要があります。

○施策の方向性

方向性1	ゼロカーボンシティの実現
<ul style="list-style-type: none"> ・2050年までのゼロカーボンシティの実現に向け、環境配慮型設備の導入に対する支援やDXの活用等により、家庭・事業所の省エネルギーの促進、再生可能エネルギーの導入拡充に取り組みます。また、太陽光発電に関する光害や廃棄処理について注視していきます。 ・市の率先行動として、公共施設のエネルギー性能向上、再生可能エネルギーの導入拡充等により、公共施設の脱炭素を推進します。 	
【説明】環境基本計画の施策(3 ゼロカーボンシティを目指すシナリオ)、①の課題の解決、前期計画の方向性を分科会で出た意見を取り入れ補強した方向性としてしました。	

方向性2	気候変動への適応
<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による被害の回避・軽減を図るため、熱中症予防スポット設置等の暑さ対策や地球温暖化及び気候変動に関する情報収集・発信を行い市民の健康や安全を維持するための適応策を推進します。 ・集中豪雨等による浸水対策として、雨水管理総合計画等に基づく浸水被害対策の取組を進め、安全な生活環境を確保します。 	
【説明】環境基本計画の施策(4 気候変動対策の施策)、②の課題の解決、前期計画の方向性を分科会で出た意見を取り入れ補強した方向性としてしました。	

方向性3	公害防止対策等の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・公害、環境問題の解消に向けて、国、東京都、周辺自治体等と連携し、規制・指導・監視等により公害発生の抑止に取り組めます。 ・水質、騒音、大気等に係る調査、監視を継続するとともに、公害と思わしき事案が発生した際は、原因の特定、除去、発生源者への指導・助言等を速やかに行うことで、被害の最小化を図ります。また、新たな公害問題にも対応できるよう情報収集を行い、適切な情報提供、対策を行います。 	
【説明】③の課題の解決、前期計画の方向性を分科会で出た意見を取り入れ補強した方向性としてしました。	

方向性4	美化活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・狛江市路上喫煙等の制限に関する条例に基づき歩行喫煙やたばこのポイ捨ての更なる防止に取り組み、地域環境美化を推進します。 ・歩行喫煙やたばこのポイ捨て等の違反行為を抑制するため、監視指導の体制強化や喫煙マナーの向上につなげる情報発信等を推進します。 	
【説明】環境基本計画の施策(重点環境プロジェクト5 みんなが笑顔で暮らせる美しいまちプロジェクト)、④の課題の解決、前期計画の方向性を分科会で出た意見を取り入れ補強した方向性としてしました。	

まちの姿 7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

3 循環型社会の推進

○目指すまちの姿

ごみの処理が適切に行われるとともに、市民一人ひとりが4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)とごみの適正処理に積極的に取り組み、人・社会・地域・環境に配慮して行動しています。市や事業者も廃棄物の発生抑制、資源の再利用に積極的に取り組み、環境への負荷を最小限に抑え、循環型社会を推進しています。

○施策の現状と課題

- ① ごみ分別アプリや、狛江市ホームページ、YouTube の狛江市公式動画チャンネルにごみの分別動画の掲載やこまエコまつり等のイベント時での啓発等、ごみの分別、減量及び資源化の意義や必要性について周知し、分別、減量及び資源化意識の向上のため、啓発活動を行っています。ごみの分別、減量及び資源化の推進に向け、市民・事業者への更なる意識付けや関心の薄い層へのアプローチ強化、行動変容を促す取組が必要です。
- ② 事業者に対して、搬入物検査を定期的に行うことで、ごみの排出状況を把握し、必要に応じて指導を行っています。特にRefuseを進めプラスチックの使用を抑制を促していくとともにプラスチック類ごみの分別収集を開始しています。また、市役所内のプラスチック類ごみの削減に向け「狛江市役所使い捨てプラスチック削減方針」を策定し、市役所内でのマイボトル利用促進に向けたウォーターサーバの設置等、環境配慮に取り組んでいます。
市民・事業者・行政が一体となってプラスチック類ごみの削減を図っていくには、先導する市の率先行動が不可欠であり、プラスチック類ごみが発生しにくい環境整備に取り組む必要があります。また、市民・事業者においては、プラスチック類ごみの削減に関する取組として、ワンウェイプラスチックの使用削減に取り組む等、マイクロプラスチックの発生抑制に向け、引き続きプラスチック類ごみの削減やごみのポイ捨て防止に取り組む必要があります。
- ③ ビン・缶リサイクルセンターは、家庭等から出される資源物の中でビン・缶・ペットボトル等を効率的にリサイクルするための選別や減容等を行っています。狛江市で発生する可燃・不燃・粗大ごみは、稲城市にあるクリーンセンター多摩川で中間処理を行い、残った灰を日の出町にある東京たま広域資源循環組合に搬入し、この灰をセメントの材料としてリサイクルするエコセメント事業を行っています。
ビン・缶リサイクルセンターについては、ごみの安定処理に向けた施設の機能を保持し、市民の快適で安定的な生活を確保するため定期的な点検・整備と計画的な修繕に取り組む必要があります。クリーンセンター多摩川及び東京たま広域資源循環組合についても、他の構成市と協議をしながら、修繕・更新を計画的に実施する必要があります。また、クリーンセンター多摩川、東京たま資源循環組合に係る経費については、構成市との搬入割合により変動するため、引き続きごみ減量の推進を図る必要があります。

○施策の方向性

方向性1	ごみの減量化・資源化の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量、分別の推進のため、市公式SNSやイベントでの意識啓発、関心の薄い層へのアプローチ強化等に取り組み、行動変容に向けた取り組みを推進します。 ・町会・自治会等と連携した集団回収の更なる活用、使用済小型家電からの有用な金属類のリサイクル、新しい技術を活用したアップサイクルの実証等、多角的な視点からごみの資源化を行い、循環型社会を推進します。
	<p>【説明】前期計画において、ごみの減量化資源化の推進は別の方向性でしたが、目指す方向は同一のため合体し、環境基本計画の施策(4 気候変動対策の施策 1-4廃棄物処理からの二酸化炭素の抑制、1-5脱炭素社会に向けた普及啓発・情報発信の一層の推進)、①の課題の解決、前期計画の方向性を分科会で出た意見を取り入れ補強した方向性となりました。</p>

方向性2	ごみの発生・排出抑制の取組推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制を最優先として、4Rの取組を推進します。特にプラスチックの使用抑制を促していくとともに、プラスチック類ごみの分別収集を徹底します。また、マイクロプラスチックの発生抑制に向け、ごみのポイ捨て防止にも取り組みます。
	<p>【説明】環境基本計画の施策(4 気候変動対策の施策 1-4廃棄物処理からの二酸化炭素の抑制)、②の課題の解決、前期計画の方向性を分科会で出た意見を取り入れ補強した方向性となりました。</p>

方向性3	ごみの安定処理に向けた施設の維持管理
	<ul style="list-style-type: none"> ・ビン・缶リサイクルセンターについては、定期的な点検・整備による機能保持を行い、ごみの安定処理に向けた施設の維持管理により、市民の快適で安定的な生活を確保します。 ・クリーンセンター多摩川については、他の構成市と協議をしながら、修繕・更新を計画的に実施します。 ・東京たま広域資源循環組合の組織団体と連携し、最終処分施設の安定稼働に向けて、処分量の削減に向けた取組や施設の定期更新を実施します。
	<p>【説明】③の課題の解決、前期計画の方向性を補強した方向性となりました。</p>

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

4 下水道機能の維持・向上

○目指すまちの姿

市民が安心して下水道を利用できるよう予防保全型の維持管理が行われるとともに、集中豪雨や地震といった災害への対策が十分に施されており、市民が安全・快適に下水道を利用できています。

○施策の現状と課題

- ① 下水道施設の現状を把握するために実施した管渠のテレビカメラ調査を基に、ストックマネジメント実施計画を策定し、施設の修繕・改築工事を実施しています。また、地震時の対応力を高めるため、マンホールトイレを市内全小中学校に設置する等の取組を進めています。
- 下水道施設の老朽化の度合いに応じた修繕・改築と能登半島地震における下水道施設の損傷や復旧の長期化等も踏まえた耐震化の優先度を考慮し、予算の平準化を図りながら、対策を進める必要があります。
- ② 狛江市下水道浸水被害軽減総合計画を策定し、令和元年東日本台風と同規模の外力（降雨・外水位）に対し、再度災害を防止するための取組を進めています。また、集中豪雨対策として、既設道路集水ますの浸透化工事、雨水浸透ます及び雨水貯留槽設置に対する助成金の交付を行うとともに、一定規模以上の公共施設の新築・増築時において、雨水浸透設備や雨水貯留設備を設置しています。狛江市下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、ポンプ施設の用地取得・設計・工事を市民の理解を得ながら、進めていくことが必要です。
- ③ 下水道公営企業会計では、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成し、経営分析を行った結果、現状は経営状況に問題がないことを確認しています。
- 今後、下水道施設の老朽化や物価上昇により対策費用が増加していく中、経営課題の抽出や経営状況、資産等の的確な把握を行い中長期的な視点に立った経営基盤の強化及び経営の効率化等、健全な財政運営が必要となります。

○施策の方向性

方向性1	下水道施設の維持管理
<p>・狛江市下水道総合計画に基づき、下水道施設の老朽化の度合いと能登半島地震における下水道施設の損傷や復旧の長期化等も踏まえた耐震化の優先度を考慮し、予算の平準化を図りながら、修繕・改築を進め、将来にわたって安全・快適に下水を処理できるようにします。</p>	
<p>【説明】①の課題の解決、前期計画の方向性を補強した方向性となりました。</p>	

方向性2	治水対策の推進
<p>・狛江市雨水管理総合計画に基づき、令和元年東日本台風と同規模の外力（降雨・外水位）に対し、再度災害を防止するための対策や気候変動の影響による激甚化・頻発化した豪雨に対する浸水対策を推進します。引き続き、既設道路集水ますの浸透化工事等に取り組むとともに、雨水浸透ます及び雨水貯留槽設置に対する助成金の交付を行い雨水流出抑制施設の普及促進を図り、治水対策を推進します。</p>	
<p>【説明】②の課題の解決、令和元年東日本台風の再度災害の防止、前期計画の方向性を補強した方向性となりました。</p>	

方向性3	健全な事業運営
<p>・公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を通じて、自らの経営状況を的確に把握し、効率的かつ健全な事業運営を行います。</p>	
<p>【説明】前期計画の方向性を引継ぎました。</p>	

まちの姿 7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

5 市街地整備の推進

○目指すまちの姿

狛江らしさである「コンパクトさ」が活かされ駅周辺に都市機能が集約し、多くの人々が集い、まちに活気があります。また、自然と利便性、安全性が調和した快適で緑豊かな美しい住環境が整備され、いつまでも住み続けたいまちとなっています。

○施策の現状と課題

- ① 狛江市都市計画マスタープラン改定・立地適正化計画を策定し、狛江駅を中心拠点、和泉多摩川駅及び喜多見駅を地域交流拠点として位置付けるとともに、まちづくりの方針を示しています。また、狛江駅周辺において、ほこみち制度を活用した快適な歩行空間の確保、にぎわいを視野に入れた道路デザイン方針が示されたことにより、商業施設と一体とした道路改修設計を行っています。
都市計画マスタープラン・立地適正化計画の重点地域別構想の推進は、市民に関心をもってもらう必要があります。各駅周辺で活動する地区まちづくり協議会と情報共有等を行い、協働による望ましいまちづくりを推進していく必要があります。狛江駅周辺の道路改修工事にあたっては効率的で綿密な工程管理及び道路利用者の多いエリアであるため確実な安全確保が必要となります。また、まちのにぎわい創出や利便性の向上等の取組が必要です。
- ② 狛江市まちづくり条例に基づく開発等事業に該当する場合には、狛江市景観まちづくりビジョンに沿った内容で計画するよう協議しています。また、狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画を策定し、適切な土地利用の方針を示しています。水道道路の整備等、土地利用の変化がある地区について、地区計画を導入し、地域の実情に応じた土地利用を誘導できるようにするためには、十分な地域住民との合意形成が必要となります。引き続き、整備工事に向けた事業の進捗管理に努めるとともに、用地取得に向けた折衝等を行う必要があります。
- ③ 地区まちづくり協議会への支援として、運営費及び活動に要する経費の助成、まちづくりに関する専門家の派遣の他に、地区まちづくり構想作成に要する経費の助成を行っています。地区まちづくり協議会が検討したまちの姿等を地域に発信し、市民意見として幅広く地区住民の意見を吸い上げ、合意形成活動を継続するには、より多く情報共有や意見交換する場が重要であり、引続き地区まちづくり協議会と情報共有等を行い、協働による望ましいまちづくりを推進していく必要があります。
- ④ 分譲マンションの維持管理は、セミナー等で啓発促進しています。住宅の耐震化は、木造住宅を中心に継続的に支援しています。また、マンション耐震化の支援制度の充実も図っています。住宅の耐震化については、昭和 56 年以前に建設された住宅が対象でしたが、平成 12 年までに建築された住宅に対しても耐震化の支援を始めました。空家等については、適正な維持管理を促し、解決しない案件も解決への道筋を示し、少しずつ進展させています。空家等の利活用は、空き家バンクの設置、利活用募集チラシの配布等で促進を図っていますが、形のある成果とはなっていません。利用したい団体・個人は一定数いますが、空家等でも地価が高いため安価で提供して良いと考える家主が現れないためです。

○施策の方向性

方向性 1	地域拠点の機能強化
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展や人口減少といった社会情勢の変化を見据え、狛江らしさである「コンパクトさ」を活かして、地域拠点の機能強化や商業空間の充実を図り、まちの活力とにぎわいの創出に取り組みます。 	
【説明】①の課題の解決、前期計画の方向性を補強した方向性としてしました。	

方向性 2	適正な土地利用の誘導及び景観価値の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン・立地適正化計画に基づき、適正な土地利用の推進を図り、事業地周辺の市民の理解を得ながら、市民、事業者と協働し、良好な開発事業の誘導を行います。 ・狛江市まちづくり条例及び狛江市景観まちづくりビジョン等に基づき、狛江の自然・地域の特性を生かした景観価値の向上に取り組み、緑や史跡等と調和した狛江らしい景観を市民と共有しながら、良好な景観の確保に努めます。 	
【説明】②の課題の解決、前期計画の方向性を補強した方向性としてしました。	

方向性 3	市民協働・市民参加のまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり協議会と情報共有等を行い、協働による望ましいまちづくりを推進していくため、地区まちづくり協議会へ運営費及び活動に要する経費の助成、まちづくりに関する専門家の派遣の他に、地区まちづくり構想作成に要する経費の助成等の支援を行い、市民協働・市民参加のまちづくりを推進します。 	
【説明】③の課題の解決、前期計画の方向性を補強した方向性としてしました。	

方向性 4	快適な住環境の創出
<ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンションの適正な管理の支援のため、セミナーや相談会を行います。 ・住宅の耐震化について、耐震診断から耐震改修につながるよう支援し、住宅の耐震化を促進することで、災害に強い住環境づくりに取り組みます。 ・空家等の適切な維持管理の促進、空家の発生抑制に努めるとともに、引き続き空家の利活用に取り組みます。また、倒壊の危険や周囲の景観を損なう特定空家等に対して、組織横断的な連携により適切な対応を図り、良好な住環境を創出します。 	
【説明】④の課題の解決、前期計画の方向性を補強した方向性としてしました。	

まちの姿 7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

6 道路・交通環境の充実

○目指すまちの姿

都市計画道路や生活道路の整備、道路や橋りょうの適切な管理により、市民が安全・快適に道路を通行できます。公共交通機関等の交通環境が充実し、また、自転車の利用環境が整い、外出・移動しやすい便利なまちとなっています。

○施策の現状と課題

- ① 調布都市計画道路3・4・16号線(電中研前)については、令和8年度の事業完了に向け、電気通信事業者等も含めた綿密な工程の進捗管理が必要となります。調布都市計画道路3・4・16号線(岩戸北区間)は、整備工事に向けた事業の進捗管理に努めるために、計画的な用地取得に向けた折衝等が必要となります。市道第34号線は、引き続き、沿道事業者との継続的な調整を行う必要があります。市道第32号線(八幡通り)は道路区域図の作成が終了し、整備事業は一旦完了となりましたが、今後も必要に応じて安全対策を検討する必要があります。
- ② 道路は一様に劣化するのではなく、損傷は通過車両の重量や通過回数の影響を強く受けるため、5年毎に全路線の舗装状況を調査し、5年毎に修繕計画を改定しています。橋りょうについても最新の点検結果に基づき道路網の安全性・信頼性の確保、ライフサイクルコスト(LCC)及び維持管理コストの縮減を図っています。また、物価高騰等の影響により工事金額も上昇傾向にあり財政負担も増えることが予想されます。引き続き、「狛江市道路修繕計画」及び「狛江市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、道路・橋りょうの定期的な点検を継続し、異常・損傷を早期に発見し、計画的な修繕を実施する必要があります。
- ③ 交通事故の抑制として、一部の地区計画で新規建物を建設する場合は、道路の見通しを良くするための規定を定めています。また、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全確保を図るために、キッズゾーンを設置しています。
引き続き、狭い道路の見通しを良くする等のインフラ整備に取り組む必要があります。新たなキッズゾーンの追加については、保育上の観点における交通課題を整理のうえ検討が必要です。
- ④ 「狛江市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車に関与する交通事故の減少、自転車利用者のマナー向上を図っています。
交通事故のうち、自転車が関与している事故の割合が高いため、自転車を安全に利用できる環境整備が必要です。

○施策の方向性

方向性1	都市計画道路等の計画的な整備
・道路ネットワークを形成し、交通の円滑化を図るため、都市計画道路、市幹線道路の計画的な整備を推進するとともに、良好な景観や防災機能の確保に資するよう、新設の都市計画道路については無電柱化による整備に取り組みます。	
【説明】①の課題の解決、前期計画の方向性を補強した方向性としてしました。	

方向性2	道路・橋りょうの適切な管理・長寿命化
・狛江市公共施設等総合管理計画及び各個別計画に基づき、整備の優先順位をつけた上で、効果的かつ効率的に道路、橋りょうの維持管理、修繕を実施し、コストの平準化を図りながら、道路等の長寿命化に取り組みます。	
【説明】②の課題の解決、前期計画の方向性を補強した方向性としてしました。	

方向性3	道路・交通環境の充実
・狭い道路の見通しを良くする等のインフラ整備に取り組み、誰もが安全・快適に道路を通行できるようにします。	
・現在運行している公共交通と共存し、地域住民の交通利便性の向上に努めます。自動運転やデマンド交通などの実証運行などにより、狛江市内の次世代交通の可能性を検証します。	
【説明】③の課題の解決、前期計画の方向性を分科会で出た意見を取り入れ補強した方向性としてしました。公共交通(バス)の充実は、課題として出ていませんが、分科会委員の要望、市民アンケート、小・中学生アンケートの意見を取り入れました。	

方向性4	自転車利用の推進
・狛江市自転車ネットワーク計画に基づき、自転車ナビマーク・ナビラインの設置により安全・快適に利用できる自転車の利用環境を整備するとともに、平坦コンパクトであるという市の特性を活かし、自転車走行空間のネットワークを構築し、自転車利用を推進します。	
【説明】④の課題の解決、前期計画の方向性を引継ぎました	